東伊住第１０２号
令和４年　４月２１日

東伊豆町長　岩井　茂樹
（公　印　省　略）

# 『令和４年度　東伊豆町放課後児童健全育成事業運営業務委託』に係る公募型プロポーザル方式の質問書への回答公表について

標記の件については、下記のとおり公表する。

記

| 質問事項 | 質問内容 | 回　答 |
|---|---|---|
| ①定員について | 各クラブの現時点での登録人数は何名か。 | 熱川小学校放課後児童クラブ20名。<br>稲取小学校放課後児童クラブ24名。 |
| ②会費について① | 会費（月額2,000円）の精算方法はどのような流れになっているか。 | 利用翌月に口座振替にて徴収し、全額、傷害保険料、おやつ代、教材費に充当後、不足分は町が支出しており、保護者への返金は行っていない。 |
| ②会費について② | おやつ代の日額目安金額は設定されているか。また、その調達方法は。 | 日額は設定していない。<br>月額、児童ひとりあたり<br>１，８５０円。<br>調達方法は、町内事業者での購入を基本とし、支援員へ一任している。 |
| ②会費について③ | 傷害保険、賠償責任保険はどのような内容か。 | 一般財団法人児童健全育成財団の「児童クラブ共済賠責セットＡ型」 |

| 質問事項 | 質問内容 | 回　答 |
| --- | --- | --- |
| ③土曜開所について | 土曜の開設を合同開設とすることは可能か。 | 不可。学区ごとに開設する。 |
| ④施設見学ついて | 各クラブの見学は可能か。 | 可。日時等は担当課と要調整。 |
| ⑤駐車場について | 支援員が学校施設の駐車場をしようすることは可能か。<br>可能である場合、その費用は。 | 可。ただし、学校関係者の利用者優先とする。費用負担なし。 |
| ⑥パソコンについて | 事業者備品のパソコン端末の持込、使用は可能か。 | 業務上必要な範囲に限り可。<br>費用は全額事業者負担とする。 |
| ⑦要特別支援対応児童について | 特別支援を必要とする児童はいるか。 | なし。今のところ特別な支援を必要とする児童はいない。 |
| ⑧保護者説明会について | 今後、民間委託前に保護者説明会開催予定があるか。 | なし。<br>令和４年３月実施済。 |
| ⑨費用負担区分について | 見積積算項目外の経費（修繕費、光熱水費等）は、どこが負担するのか。 | 修繕費、光熱水費は、町負担とする。「等」部分は、内容により判断する。 |
| ⑩設置備品について | 各クラブの備品台帳はあるか。 | あり。<br>担当課窓口にて閲覧可。 |
| ⑪提案書について① | 提案書（様式第５号）をかがみ文とし、提案本編が任意様式で提出することは可能か。 | 可。<br>体裁は日本産業規格Ａ４用紙縦。片面印刷とする。 |
| ⑪提案書について② | 実務実施工程表（別紙４）、業務体制表（別紙５）は、提案書に差し込む形または、別紙としてよいか。 | いずれの方法でも可。 |
| ⑫プレゼンテーションについて | 事業者側参加人数に制限はあるか。<br>町側の選定委員の人数及び役職は。 | 事業所側参加者は３名以内。<br>選定委員は、東伊豆町副町長を委員長とし、課長級職員の委員４名。 |